

協議会資料

令和６年度事業計画

１ 方針

令和６年度は、第１回協議会で決定した一部事務組合設立に向けた準備を行う。ごみ処理基本計画及び新ごみ処理施設整備基本構想を策定し、地元への説明を行う。循環型社会形成推進地域計画を策定し、令和７年度から交付金の対象事業を開始する。また、令和７年度から策定を開始する新ごみ処理施設整備基本計画に向けて、川島町・桶川市の考えを整理する。

２ 事業

（１）会議の開催（予定）

①協議会

５月 ごみ処理基本計画及び新ごみ処理施設整備基本構想について

７月 組合設立議案について

１１月 一部事務組合令和７年度予算（案）について
循環型社会形成推進地域計画について

３月 一部事務組合設立について
協議会解散について

②調整会議

協議会の開催前に開催

協議会の協議事項の調整、資料の確認を行う

③担当者打合せ

月１回は協議会事務局の近況報告を行う

協議会・調整会議の開催にあわせて、適宜開催する

基本はごみ処理に係る担当の打合せだが、内容によっては人事等
担当の打合せも行う

（２）一部事務組合設立の検討

- | | |
|---------|---------------------|
| 4月～ 6月 | 一部事務組合規約の検討 |
| 4月～ 12月 | 一部事務組合設立準備 |
| | ・ 例規の整備 |
| | ・ 組合予算 |
| | ・ 組合議会の準備 |
| | ・ 組合職員等の調整 等 |
| 7月～ 8月 | 第6回協議会后、組合設立議案の提出準備 |
| 9月～ 10月 | 一部事務組合設立協議書の締結 |
| 10月 | 一部事務組合設立許可申請 |
| 11月 | 一部事務組合設立許可 |

（３）計画の策定

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 5月 | ごみ処理基本計画及び新ごみ処理施設整備基本構想
策定 |
| 6月～ 9月 | 地元説明会の実施 |
| 6月～ 11月 | 循環型社会形成推進地域計画の策定 |
| 6月～ 3月 | 新ごみ処理施設整備基本計画の策定準備
令和7年度事業の調整 |

令和5年度 川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会決算

(単位:円)

歳入						歳出															
款	項	目	節	細 節		決算額	款	項	目	事業	節	細 節		決算額							
1 5 県支出金							4 衛生費														
	2 県補助金							2 清掃費													
		3 衛生費県補助金							1 塵芥処理費												
			3 塵芥処理費補助金							ごみ処理広域化協議会事業											
				埼玉県ふるさと創造資金						10,367,000		8 旅費									
20 諸収入										普通旅費					0						
	4 雑入									1 0 需用費											
		3 雑入										消耗品費					103,059				
			3 雑入										燃料費					14,169			
				ごみ処理広域化協議会負担金									13,908,695		食糧費					7,340	
					川島町								4,904,054			印刷製本費					0
					桶川市								9,004,641			1 1 役務費					
						電話料						132,747									
						保険料						16,080									
						1 2 委託料															
						新ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託					20,735,000										
						1 3 使用料及び賃借料															
							有料道路通行料					0									
							公用車リース料					150,480									
							バス借上料					0									
							複写機借上料					150,876									
							複写機使用料					137,668									
1 4 工事請負費																					
電話設備工事					25,080																
1 7 備品購入費																					
庁用器具購入費					2,803,196																
合計						24,275,695	合計						24,275,695								

令和5年度負担金

	住民基本台帳人口 (令和4年4月1日現在)
川島町	19,281 人
桶川市	74,691 人
合 計	93,972 人

	均等割	人口割	合計	構成割合
	50 %	50 %	100 %	
川島町	3,477,174	1,426,880	4,904,054	35.3 %
桶川市	3,477,174	5,527,467	9,004,641	64.7 %
合 計	6,954,348	6,954,347	13,908,695	100.0 %

協議第 9 号

ごみ処理基本計画及び新ごみ処理施設整備基本構想について

ごみ処理基本計画及び新ごみ処理施設整備基本構想について、別紙のとおり協議する。

令和 6 年 5 月 7 日提出

川島町・桶川市ごみ処理広域化協議会

会長 飯 島 和 夫

新ごみ処理施設整備基本構想（案）に関する意見等の募集結果

- 1 実施期間：令和6年3月6日（水）～令和6年4月4日（木）
- 2 意見件数：1名／9件
- 3 提出された意見等及び提出された意見等に対する町の考え方：以下のとおり

【募集結果一覧表】

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する町の考え方
1	—	全般	概要版	今後の地域住民への説明については概要版を作成するのが良いと思います。	貴重なご意見、ありがとうございます。 住民の皆様への説明のため、概要版を作成しています。
2	—	全般	参考事例	これまでに計画された近隣自治体の廃棄物案件（久喜市案件、鳩山町案件）は既に稼働しておりますが、計画段階で作成された多くの資料がホームページ上に公開されていますのでこれらを参考にされると良いと思います。	貴重なご意見、ありがとうございます。 近隣自治体を参考に、検討を進めてまいります。
3	—	全般	情報公開	今後本事業を進めるに際しては、ホームページ上で情報公開をすべきと思います。他自治体の廃棄物事業では住民からの質問事項をホームページで公開し理解を得る対応がなされていますので、川島町もこの対応が必要と思います。	本事業については、住民の協力が必要となりますので、川島町のホームページで情報を公開しております。今後も、計画等の情報を随時公開してまいります。
4	—	全般	住民参加	廃棄物管理は計画地域の地域住民だけの問題ではありません。川島町・桶川市が今後計画を進めるに当たっては地域全体の住民参加が望ましいと思います。特に今後ごみ量の削減、リサイクルの推進を図るためには各家庭の女性陣の意見を求めることも必要です。住民の意見を求める協議会に関しては男女のバランスを配慮し計画を進めることを望みます。	貴重なご意見、ありがとうございます。 今後も様々な方のご意見を伺いながら、事業を進めてまいります。
5	—	全般	・周辺施設 ・雨水排水 ・造成計画	本事業には、大規模な土木工事、アクセス道路及び遊水地の整備が含まれますが、詳細な内容の記述はないのでしょうか。 また、施設に設置する機器・設備や環境対策に係る詳細条件についても記述はないのでしょうか。	「新ごみ処理施設整備基本構想」は、新ごみ処理施設の整備に向けた基本的な考え方や方針を取りまとめたものになります。 土木工事や施設配置、遊水地や機器・設備など、新ごみ処理施設の整備に関する詳細な事項については、今後策定する「施設整備基本計画」で検討してまいります。

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する町の考え方
6	—	全般	・ 地域の意見 ・ 高台避難場所	今回公表された内容については山ヶ谷戸、三保谷宿の地域住民の意見が反映されているのでしょうか。 また、川島町が建設予定の高台避難場所についての記述はないのでしょうか。	令和5年4月に発足した「三保谷宿・山ヶ谷戸地区新ごみ処理施設等整備地元連絡会議」において、敷地範囲や搬入路、余熱利用の方針について協議を行い、その内容については「新ごみ処理施設整備基本構想」に反映しております。 なお、造成などの土木工事で地域に関係する事項は、地域の意見を伺いながら、今後策定する「施設整備基本計画」で検討してまいります。 また、町が整備を予定している高台避難場所については、ごみ処理施設ではないことから記述しておりませんが、引き続き、地域の意見を伺いながら検討してまいります。
7	P2	第1章 第3節	施設整備基本構想の位置付け	ごみ処理基本計画と新ごみ処理施設整備基本構想の定義について教えてください。 また、最終的には新ごみ処理施設基本構想に基づいて入札書類を作成するのでしょうか。	「ごみ処理基本計画」は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき市町村が策定するごみ処理全般に係る計画です。 「新ごみ処理施設整備基本構想」は、新ごみ処理施設の整備に向けた基本的な考え方や方針を取りまとめたもので、「ごみ処理基本計画」で推計したごみ排出量及び処理量の見込みなどを基礎資料として用いています。 なお、入札書類については、今後策定する計画や調査に基づき作成することとなります。
8	P45 P37	第5章 第2節 第4章 第4節	1.搬入路 1.搬入量と搬入車両の状況	現在、桶川～川越間の道路は非常に混雑していることから、搬入路はごみ搬入の収集車や自己搬入の車両が地域の生活道路に与える影響を検討する必要があると思います。 また、搬入車両の状況は可燃ごみとなっていますが、リサイクル処理施設なども整備するのであれば、全ての搬入車両の状況を記述すべきではないでしょうか。	搬入路については、地域の生活道路に影響が生じないように、地域の意見を伺いながら検討してまいります。 また、ご意見のとおり搬入車両の状況について、新ごみ処理施設の整備対象施設が可燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設であることから、P37については全ての搬入車両を記載するため、「ごみ処理の広域化に伴い、収集運搬については、施設周辺への搬入車両の集中や運搬効率の低下などの可能性が考えられます。両市町のごみ搬入量と搬入車両の状況を次に示します。 ごみ搬入量は、収集車による搬入が両市町ともに最も多く、川島町では約6割を占め、桶川市では約8割を占めています。」に改めるとともに、表4-7及び表4-8の数値も改めます。

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する町の考え方
9	P110	第6章 第10節	(1)建設費	概算建設費には盛土造成に係る工事費用も含まれているのでしょうか。含まれている場合、施工方法などの条件はどのように設定されているのでしょうか。	「新ごみ処理施設整備基本構想」における概算建設費は、造成に係る事項が決まっていないことから、造成工事費を除いた金額となっています。 盛土造成に係る施工方法等については、造成設計や今後策定する「施設整備基本計画」で検討してまいります。

ごみ処理基本計画（案）に関する意見等の募集結果

- 1 実施期間：令和6年3月6日（水）～令和6年4月4日（木）
- 2 意見件数：2名／20件
- 3 提出された意見等及び提出された意見等に対する市の考え方：以下のとおり

【募集結果一覧表】

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
1	P3	第1章 第3節	計画の位置付け	計画の位置付けについて ①図1-2 本計画の位置付けでは、桶川市第六次総合計画～環境基本計画が上位となり、それに基づくごみ処理基本計画となっている。	P3の図1-2は、桶川市第六次総合計画が上位計画で、桶川市環境基本計画は関連計画として整合性を図ることを示しています。
2	P3	第1章 第3節	計画の位置付け	②しかし、桶川市環境基本計画は、2021年度で終了、人口予測は、2020年度77,000人となっている。	桶川市環境基本計画は、2012年（平成24年）に策定したものであり、計画における2020年（令和2年）人口は、桶川市第五次総合振興計画に基づき、77,000人と見込んでいます。
3	P3	第1章 第3節	計画の位置付け	③順序が逆で、整合性がない。ごみ処理施設を急ぐあまり、基本となる考え方や計画が逆になっていることは、環境基本法の環境基本計画を定めた第15条に基づき、同法第36条「地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。」を遵守していないことになる。総合計画が遅れたことが理由にはならない。	環境基本計画は10年間の計画期間となることから、市の最上位計画である第六次総合計画が策定された後に、関連計画との整合性を図りながら、現在、新たな環境基本計画の策定を進めています。 また、環境基本法第15条は国が策定する環境基本計画の規定であり、同法第36条は、同法第19条から第31条までの国が定める施策等を地方公共団体が総合的かつ計画的に推進することを規定しています。
4	P3	第1章 第3節	計画の位置付け	④一方、川島町の環境基本計画では、2021年3月に改定をしている。両者の整合性も取れず、信頼できる計画となっていない。	ごみ処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、各市町がそれぞれ策定するものです。本計画は、川島町と桶川市がそれぞれ策定し、1つの冊子に取りまとめています。
5	P3	第1章 第3節	計画の位置付け	⑤最も基本的な位置づけが、いい加減であることは市民の信用を無くす。位置づけの中にいきさつと理由を明記すべきである。そのうえで、どのデータを採用したか明確にする。	P3の図1-2は、桶川市第六次総合計画が上位計画で、桶川市環境基本計画は関連計画として整合性を図ることを示しています。 人口の見込みについては、P91に記載のとおり、桶川市第六次総合計画の将来人口を採用しています。 いただきましたご意見を踏まえ、計画の位置付けについて、分かりやすい表記とするため、P3の図1-2に、 「※本計画は、国や県の関連する計画等を踏まえたものとしています。」 「※本計画の上位計画は、第6次川島町総合振興計画、桶川市第六次総合計画です。」 「※本計画に関連する計画は、川島町環境基本計画（見直し版）、桶川市環境基本計画、川島町災害廃棄物処理計画、桶川市災害廃棄物処理計画などです。」を追記します。

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
6	P12	第2章 第1節	2.桶川市 (1)人口動態	人口動態における桶川市環境基本計画について ①現存の環境基本計画では、2024年予測は77,000人である。 ②一方、現在のごみ処理基本計画では、2024年72,011人となっている。 ③実際の人口は、2023年74,680人で、立案し、目標としてきた計画に対する安易さが見て取れる。過去の2つの計画をどのようにとらえ、総括を明記するべきである。	桶川市環境基本計画は、2012年（平成24年）に策定したものであり、同計画第2章における「計画の背景」の中で人口の推移を示しており、2020年（令和2年）の人口を77,000人で見込んでいます。 計画作成時に見込んだ人口と実際の人口に差異が生じていますが、計画の執行には影響がないものと考えています。 現在のごみ処理基本計画（桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編））は、2019年（平成31年）に策定したものであり、2024年（令和6年）の人口は、72,011人で見込んでいます。 同じく、計画策定時に見込んだ人口と実際の人口に差異が生じていますが、計画の執行には影響がないものと考えています。
7	P48	第2章 第2節	2.桶川市 (2)ごみ処理体制 ②ごみの分別区分	さいたま市のように、プラゴミも可燃ごみとして燃やせないのか？ さいたま市から桶川市に引っ越してきて、ゴミの分別に大変苦勞し、日々のストレスになっている。	プラスチックについては、令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されたことから、法の趣旨や補助金の交付要件等を考慮すると、新たに整備するごみ処理施設では、可燃ごみとして燃やすことはできないと認識しています。 そのため、本市では、ごみ減量化や資源化を進めることを踏まえ、分別を行っています。 引き続き、ご協力をお願いいたします。
8	P49	第2章 第2節	2.桶川市 (2)ごみ処理体制 ③ごみの排出方法と 運営管理体制	またもないゴミ、資源物についての収集日が少なく、家にゴミがたまってしまいうため、週1回の収集にしてほしい。	ごみの収集頻度については、ごみの減量化や資源化、収集の効率性や費用など、総合的な視点で検討を行っています。 引き続き、ご協力をお願いいたします。 いただきましたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
9	P49	第2章 第2節	2.桶川市 (2)ごみ処理体制 ③ごみの排出方法と 運営管理体制	そして、ゴミ袋有料というのが解せぬ。物価高に苦しみ、賃金も上がらず、税金ばかりばったくられて、ゴミ袋をかうお金の余裕はない。特定の袋ではなくても可にするか、各家庭に無料配布（ゴミ袋）してほしい。せめてゴミが多く出る子育て世代だけでもお願いしたい。桶川市はとても住みづらいので、なんとか改善してもらいたい。	ごみの市指定袋については、ごみ分別に対する啓発などのために導入しています。 引き続き、ご協力をお願いいたします。 いただきましたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
10	P41 P68	第2章 第2節	1.川島町 (4)ごみ処理の評価 ①国、県及び既存計画の目標に関する評価 オ 施策の実施状況 表2-23 川島町の施策実施状況 2.桶川市 (4)ごみ処理の評価 ①国、県及び既存計画の目標に関する評価 オ 施策の実施状況 表2-41 桶川市の施策実施状況	施策の実施状況 表 2-23 川島町の施策実施状況、表 2-41 桶川市の施策実施状況の評価があるが、いずれも自己評価で、客観性に乏しい。評価は基準を示した上での紹介でないと、市民町民に失礼である。	P68の表2-41は、施策の実施状況を示したものですので、ご意見を踏まえ、表中の「評価」を「実施状況」に、「評価内容」を「実施内容」に改めます。
11	—	全般	記載内容	計画について ①紙の省力化などを唱えながら、両市町が同じ内容を数十ページにわたって載せている。それこそ紙の無駄であり、施策に自らが反している。 ②同じ内容なら、一緒にし、異なる施策については、表で示すなどにして、わかりやすくすべきである。	ごみ処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、各市町がそれぞれ策定するものです。 本計画は川島町と桶川市がそれぞれ策定し、各市町の計画を1つの冊子に取りまとめるもののため、同じ内容であっても、川島町と桶川市の内容を別々に記載し、各市町ごとに計画を把握しやすい構成としています。
12	P123	第3章 第4節	2.桶川市 (1)市の役割 ア店頭回収の推進	桶川市の役割について ①店頭回収の推進に関し、スーパー等で食品トレーや紙パック等の店頭回収について、資源物の店頭回収を行っている店舗及び品目一覧を桶川市のホームページで公開し、住民への周知を図っている。とあるが、高齢者、障がい者、仕事帰りの市民などは、自宅から持って来るのは困難である。店頭回収だけでなく、ペットボトル、トレー、その他などのプラスチックの分別を徹底し、リサイクルの量を増やす取り組みを入れる。	プラスチックなどの店頭回収の推進は、ごみ減量化や資源化に有効な施策の1つと考えています。 ご意見のとおり、資源化量を増やすための施策は重要と考えています。 P111の「桶川市のごみの排出抑制のための方策－減量化－（市の役割）」及びP123の「桶川市のごみ排出抑制のための方策－資源化－（市の役割）」を推進してまいります。 いただきましたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
13	P111 P123	第3章 第3節 第4節	2.桶川市 (1)市の役割 2.桶川市 (1)市の役割	②これまでの取り組みしか計画になく、せめて新しい4Rの施策を盛り込むべき。検討内容ではなく、計画に入れる。	現在のごみ処理基本計画（桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編））と比較し、3きり運動やフードドライブの推進、ごみ減量化に向けた組織との連携などを新たな施策としています。 実効性がある取組となるよう努めてまいります。
14	P123	第3章 第4節	2.桶川市 (1)市の役割 ウ 有機ごみの資源化の推進	③「枝・草などの有機ごみの処理を民間事業者へ委託し、チップ化することでバイオマス発電の燃料として活用している」とあるが、すべてコストをかければ取り組みは可能である。民間業者の委託で予算をかけることなく、自前のチップ化も目指すべきである。	ごみの資源化の推進には、多くのコストがかかります。 また、公共でごみの資源化を実施する場合、設備費や人件費などが必要となります。 今後も、民間事業者へ委託するアウトソーシング以外の経済的な手法など、調査研究してまいります。
15	P124	第3章 第4節	2.桶川市 (1)市の役割 エ 資源化対象品目の拡大	④紙おむつや廃食油（使用済天ぷら油）等、資源化可能な対象品目についての情報収集に努めるという消極的な姿勢ではなく、川島町の取り組みに倣い、リサイクルを実施すべきである。	P120で記載のとおり、川島町では紙おむつの資源化について検討を行うことや、廃食油（使用済天ぷら油）等の資源化の情報収集に努めることとしています。 本市ではP124で記載のとおり、引き続きプラスチック使用製品廃棄物、剪定枝、草木類等の資源化を行うことや、紙おむつや廃食油（使用済天ぷら油）等の資源化の情報収集に努めることとしています。 紙おむつや廃食油（使用済天ぷら油）等は、排出方法や収集方法など、現状の処理工程では課題があることから、今後も他団体の事例等の情報収集に努めるなど、調査研究してまいります。
16	P125	第3章 第4節	2.桶川市 (3)事業者の役割	⑤事業系生ごみの資源化では、学校給食の食品残渣も民間事業者へ搬入し、減量化とリサイクルを施策とすべき。	学校給食の食品残渣は、ごみ減量化のための現在の取り組みを引き続き実施するとともに、P114の「ト 事業者としての市の率先行動」として、公共施設等から発生するごみの減量化の取組として実施できるよう、今後も他団体の事例等の情報収集に努めるなど、調査研究してまいります。
17	P131	第3章 第6節	2.桶川市 (3)最終処分計画 ③最終処分の将来計画	最終処分について 川島町と桶川市では大きな違いがあるが、桶川市も川島町と同様リサイクルにすべきである。 不燃残渣の処分方法は、広域化と関係なく、検討ではなく、速やかに実施すべきである。	不燃残渣の処分については、現在、ごみの減量化や資源化のための取組を実施するとともに、安定した処理に努めています。 今後も他団体の事例等の情報収集に努めるなど、調査研究してまいります。 いただきましたご意見を踏まえ、P131の「③最終処分の将来計画」について、「ごみ処理の広域化に向けて、」を削除します。
18	P135	第3章 第7節	3.広域 (3)検討の方向性	検討の方向性について 「分別区分については、統一の可否や分別をどの程度詳細に行うか等は、新ごみ処理施設での受け入れ体制や施設の仕様にも影響するため、早期に検討を行います」とあるが、これがごみ処理の基本計画とはいえない。これらが定まって、初めて計画となり、市民、町民の意見を保証できる体制になるはずである。	ごみの分別区分については、P127に記載しています。 P135については、ごみ処理施設整備にあたり、今後の検討の方向性を記載しています。

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
19	P135	第3章 第7節	3.広域 (3)検討の方向性	名称とは何か。処理施設のことなら、ごみ処理基本計画に関係ない。住民目線の観点から検討を行うなら、わかりやすく、環境基本計画を前提とした計画にすべき。	名称とは、分別区分の名称です。 いただきましたご意見を踏まえ、検討の方向性について、分かりやすい表記とするため、P135の2段落目の「名称について」を「分別区分の名称について」に改めます。
20	P135	第3章 第7節	3.広域 (3)検討の方向性	「収集及び処理体制についても、統一の可否も含めて、両市町の住民の生活に支障が出ないよう、最大限配慮しながら検討を進めます。」は、ごみ処理基本計画ではない。 再度、計画が確定してから、市町民の意見を求めるべきである。	ごみの収集及び処理体制については、P130、P131に記載しています。 P135については、ごみ処理施設整備にあたり、今後の検討の方向性を記載しています。

新ごみ処理施設整備基本構想（案）に関する意見等の募集結果

- 1 実施期間：令和6年3月6日（水）～令和6年4月4日（木）
- 2 意見件数：2名／10件
- 3 提出された意見等及び提出された意見等に対する市の考え方：以下のとおり

【募集結果一覧表】

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
1	P36	第4章 第3節	3.ごみ分別区分の見直し 表4-6 分別区分、排出方法の一元化に向けた検討事項	表4-6にある可燃ごみ、燃やせるごみの検討事項 「指定ごみ袋の統一是非について、検討が必要である」につきまして、桶川市は他のごみが無色透明や半透明の袋のため、川島町に合わせ燃やせるごみも、透明や半透明の袋で回収できるようになるとありがたいです。	P36の表4-6は、ごみ処理広域化による分別区分、排出方法の一元化に向けた検討事項です。 指定ごみ袋の統一の是非については、いただきましたご意見を参考に、ごみの減量化や資源化を進めるため、今後検討いたします。
2	P36	第4章 第3節	3.ごみ分別区分の見直し 表4-6 分別区分、排出方法の一元化に向けた検討事項	ビンとかん、プラスチックとペットボトル等を家庭で分別して集めることで、人件費の削減につながるのであれば区分回収でもいいと考えます。（桶川市でのゴミ分別に人の手による選別が行われている様なので） しかし、毎日の様に回収日があるというのも家庭でも回収者でも負担が大きいと思う為、分別はするが同じ日に回収していただけるとありがたいです。	P36の表4-6は、ごみ処理広域化による分別区分、排出方法の一元化に向けた検討事項です。 分別区分及び収集頻度については、いただきましたご意見を参考に、ごみの減量化や資源化を進めるため、今後検討いたします。
3	P36	第4章 第3節	3.ごみ分別区分の見直し 表4-6 分別区分、排出方法の一元化に向けた検討事項	ごみ処理広域化の検討について ①ごみ分別区分の見直し ▶合理化、効率化を推進する上で、両市町で異なる分別区分、排出方法等について検討をする必要がある。と書かれているが、合理化、効率化を第一に考えるのではなく、減量化と地球環境全体を考えるのが行政である。従って、世のリサイクルと温暖化防止に寄与する分別方式に合わせるべきである。 ▶これからの社会は、住民の役割が当たり前の時代であり、とりわけ、プラスチックは、排出者としてのモラルを徹底して、よりリサイクル、資源回収率を高めるべきである。	ご意見のとおり、分別区分については、処理の合理化や効率化の推進に加え、ごみの減量化や資源化など、環境への配慮を踏まえて検討する必要があると考えます。 いただきましたご意見を踏まえ、P36の「3.ごみ分別区分の見直し」について、「ごみ処理広域化にあたり、両市町で異なる分別区分、排出方法等について検討する必要があります。広域処理対象とするごみについては、処理の合理化、効率化の推進に加え、ごみの減量化や資源化など、環境に配慮し、次のとおり分別区分の見直しを検討するものとします。」に改めます。

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
4	P38	第4章 第4節	2.効率的な搬入方法の検討 (4)桶川市の検討	②中継施設について ●桶川市について、新ごみ処理施設の整備により、住民の自己搬入に係る利便性の低下や新ごみ処理施設周辺の道路での渋滞等が懸念されるとあり、利便性向上や渋滞解消の効果が得られる可能性があるため、検討すると、ある。 ●その場合こそ、効率化を考えるべきである。渋滞解消を考えるなら、曜日や時間の指定など、工夫次第で可能であり、車での搬入で、さほど利便性に大きな差が出るとは考えにくく、中継施設は不要である。	住民の利便性向上や交通渋滞対策については、いただきましたご意見も1つの対応策として考えられるものと認識しています。 また、中継施設についても1つの対応策として考えていることから、いただきましたご意見を踏まえ、P38の「(4)桶川市の検討」の2段落目以降を「しかしながら、桶川市では家庭からの自己搬入車両が最も多いものの、一台当たりの積載量は少なく、少量のごみが頻繁に搬入されている状況にあるため、新ごみ処理施設の整備により、住民の自己搬入に係る利便性の低下や新ごみ処理施設周辺の道路での渋滞等が懸念されます。今後、住民の利便性向上や渋滞対策については、中継施設を含め、さまざまな方策を考察し、効率的な搬入方法について検討します。」に改めます。
5	P48 P49	第5章 第4節	2.プラットフォームの浸水対策 3.造成盛土高 (2)造成盛土高の検討 表5-3 造成盛土高の検討	建設用地、造成盛土高の検討について ①プラットフォームまでの高さについて、②の方式を改良し、盛り土かプラットフォームを高くして、7.5メートルとすべき。 ●荒川堤防の54.40km地点以外が破堤した場合の浸水深に耐え得る約6mの高さにプラットフォームを設ける、54.40km地点の破堤時に備えて止水板等の浸水対策を施すことを基本とする、とありながら、7.5メートルの対策とはなっていない。 ●ハザードマップに備えた対策が必要であり、万が一破堤または浸水した場合に、有害物質が荒川や周辺の用水路や農地など、飲み水となっている河川や土壤汚染を引きおこす懸念があり、さげなければならない。 ●防災対策は、工事費を節約したことによって合理性はない。将来に禍根を残すべきではない。	本構想においては、P48の「2. プラットホームの浸水対策」にて記載のとおり、「廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引き（環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）」を参考に、54.40km地点以外が破堤した場合の浸水深に耐え得る約6mの高さにプラットフォームを設けることで対応し、54.40km地点が破堤した場合の最大浸水深に耐え得る7.5mの高さ（不足する1.5m）については、止水板等の浸水対策を施すことを基本としています。 分かりやすい表記とするため、P49の表5-3の「イメージ図」に、54.40km地点が破堤した場合の最大浸水深である「7.5m」と「止水板等」を表記するとともに、「浸水対策」に「+ 止水板等（1.5m）」を追記します。

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
6	P80	第6章 第2節	6.ごみ処理方式 (3)まとめ	ごみ処理方式について たい肥化施設やバイオマス化の検討が不十分で、結論が先にありきの内容となっている。温暖化対策も視野に入れた検討をすべきである。 ●可燃ごみを処理するエネルギー回収型廃棄物処理施設は、各処理方式の特徴、近年の導入事例、新たに整備する施設の規模などから、国内において最も実績があり、技術的にも安定した方式である「焼却方式（ストーカ式）」が適していると考えられる、とあるが、いずれもの理由も、適切とならない。 ●まず考えるべきは、基本方針①②の循環型のまちづくり、環境負荷の低減が可能となる施設であり、国内の実績よりも、温暖化対策の先陣を切る覚悟と気概が欲しい。 ●いたずらにコストをかけるという事ではなく、次世代は、燃やす量を減らす メタン発酵方式が基本であり、両者の比較検討を詳細にすべきである。 ●また、川島町は、農地も広く、農業従事者も多い。桶川市には酪農農家も4、5件ほど存在する。たい肥化によるメタン発酵施設なども検討すべきである。近年小規模の施設も可能となっており、農業を守るうえでも重要である。	本構想においては、P80の「(3)まとめ」のとおり、可燃ごみの処理方法について、それぞれの方式を検討しています。 メタン発酵処理及び堆肥化処理は、方式により処理対象が生ごみなどに限られることや、残渣の処理や生成物の用途の確保などが課題と考えられ、近年の事例は少ない状況です。 固形燃料化方式及び炭化方式は、生成物の用途の確保などが課題と考えられ、既存の施設は、焼却施設への建て替えが進んでおり、近年の事例はありません。 近年の事例の多くを占める焼却方式では、ストーカ式が主流となっており、比較的広範囲のごみ質に対応できることなどから、小型炉から大型炉まで採用されています。また、発電付のストーカ式焼却炉の導入メーカー数は10社を超えており、競争性にも優れています。 以上のことから、可燃ごみを処理するエネルギー回収型廃棄物処理施設は、各処理方式の特徴、近年の導入事例、新たに整備する施設の規模などから、国内において最も実績があり、技術的にも安定した方式である「焼却方式（ストーカ式）」が適していると考えられるため、同方式を基本としています。 いただきましたご意見を参考に、今後、施設整備基本計画において検討し、処理方式を決定いたします。

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
7	P108	第6章 第8節	3.事業手法の検討	事業手法について 一般廃棄物処理施設は、住民にとって、重要な施設であり行政サービスの要であり、公設公営とすべきである。 ●2市町の構成と公費を伴うものである限り、住民にとって見えやすい、住民が協力しやすい施設が基本である。 ●BOT、BOO、DBO、PFI など、資金調達の方法や運営等は、様々であるが、いずれにせよ、行政や議会の関与が間接的になる部分が生じてくる。 ●環境、安全などを考慮した場合、民間事業者の関与は、即対応力に欠ける。 ●運転管理に関する技術者などは、民間委託も考えられるが、全体の運営は、組合が責任をもってすべきである。 ●今後、PFI 等導入可能性調査をするという事だが、協議会での意思決定があれば、余分なコンサル料は節約できる。	事業手法については、VFMの算定や、定量的評価、定性的評価などにより、総合的に最も効率的な手法を検討するため、PFI等導入可能性調査が必要であると考えます。 また、PFI等の民間活用の検討を行うことについては、循環型社会形成推進交付金の交付要件になっています。
8	P112	第6章 第10節	3.財政計画 (1)交付金 表6-60 循環型社会形成推進交付金の交付要件	廃棄物処理の有料化について ●家庭系一般廃棄物処理の有料化を検討すること。（ごみ分別の推進等、有料化以外の施策で、一人あたりのごみの排出量等を減量させている場合は、この限りではない。）とあるが、まず住民の協力で、ごみの減量と、再資源化の効率化に取り組むべきである。 ●そのうえで、取り組みが功を奏さない場合は、期間を設定して住民の意見を求め、有料化の検討に着手するなど、きちんとした道筋と、情報共有が必要である。 ●再資源化と有料化の、効率やコストを考え、B/Cをきちんと調査、比較、評価をした上で、検討に着手するべきであり、今の段階から、有料化を出すべきではない。現段階で、合理的説明が可能なら、きちんと計画に明記すべきである。	P112の表6-60は、循環型社会形成推進交付金の交付要件を示した表です。 表中の「廃棄物処理の有料化」の検討については、循環型社会形成推進交付金の交付要件になっています。 いただきましたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

No.	ページ番号	章・節番号	項目	提出された意見等	提出された意見等に対する市の考え方
9	P113	第6章 第10節	3.財政計画 (3)建設費の財源内 訳 表6-62 財源内訳 (交付率1/3)	建設費について ●補助金の交付率を1/3で算定しているが、再資源化をもっと進め、1/2の交付率に努力すべきである。住民との協同で分別や再資源化を進め、たい肥化を進めれば、可能なはずである。 ●新設するからには、税の投入にふさわしい、一歩進んだ環境行政となっていきたい。それは、まちおこしにつながる。	本構想では、循環型社会形成推進交付金については、エネルギー回収率の試算から交付率1/3の要件は達成できる見込みをもとに1/3としました。 交付率1/2の要件を達成するためには、エネルギー回収率を高める必要があります。なお、エネルギー回収型廃棄物処理施設で施設規模が100t/日以下の場合、17.0%以上のエネルギー回収率が必要となります。 いただきましたご意見のとおり、ごみ減量化や資源化は、市民等と一体となって進める必要性がありますので、引き続き取り組んでまいります。
10	P114	第6章 第10節	3.財政計画 (3)建設費の財源内 訳 図6-17 ごみ処理施設対象事業の財源内訳	●交付対象外事業費が計上されているが、その内訳が不明で、財源内訳としては、不十分な調査結果である。市民町民が理解できる計画にしていいただきたい。	P114の図6-17は、ごみ処理施設対象事業における一般的な財源構成を分かりやすく示すためのイメージ図です。 交付対象外事業費の説明が不足しておりますので、いただきましたご意見を踏まえ、P114の図6-17に「※⑦交付対象外事業費は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の管理棟や構内道路などの、交付金の対象とならない事業費です。」を追記します。

第 3 節 計画の位置付け

国や県の計画と本計画の関係は次のとおりです。本計画は両市町における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

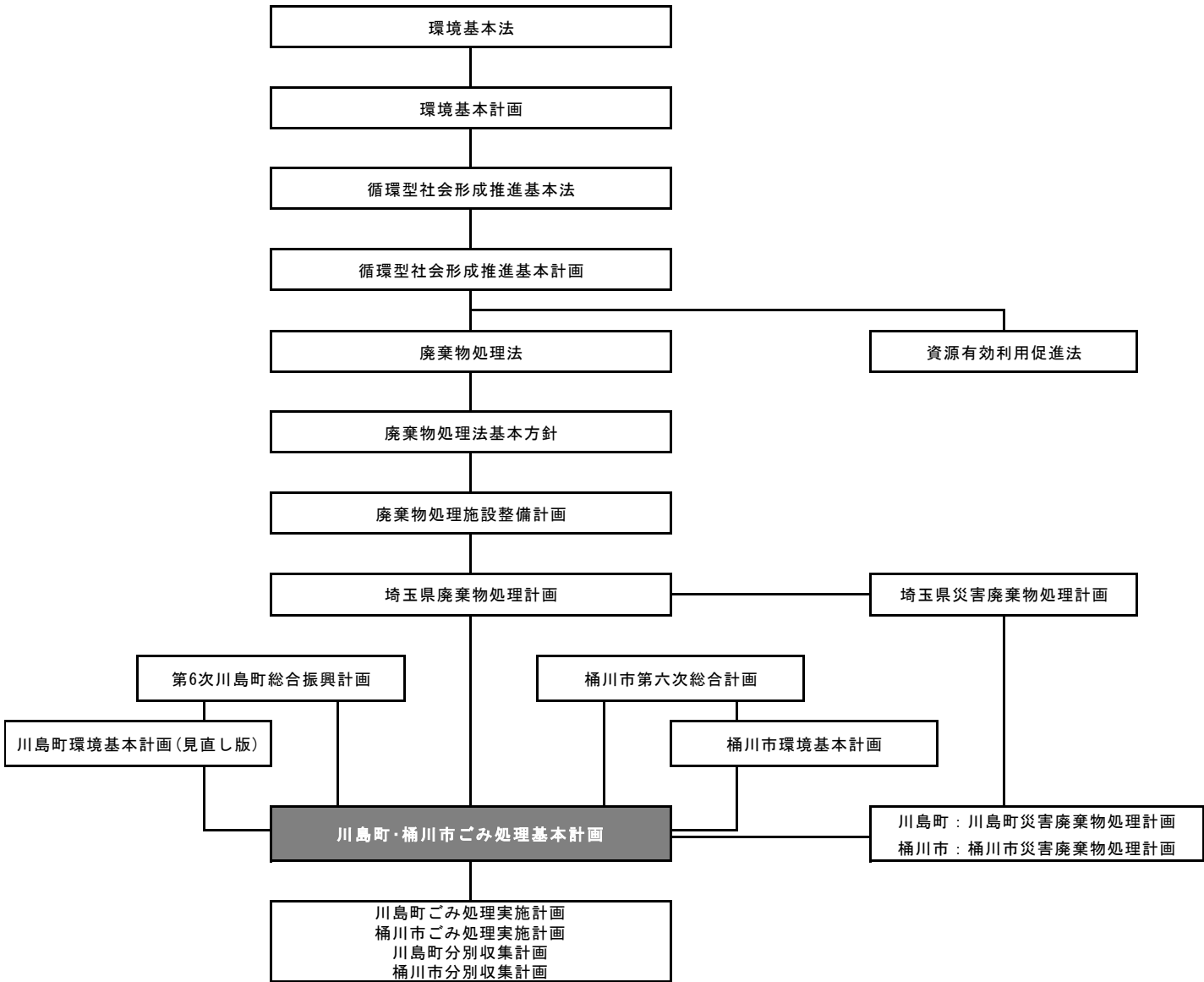
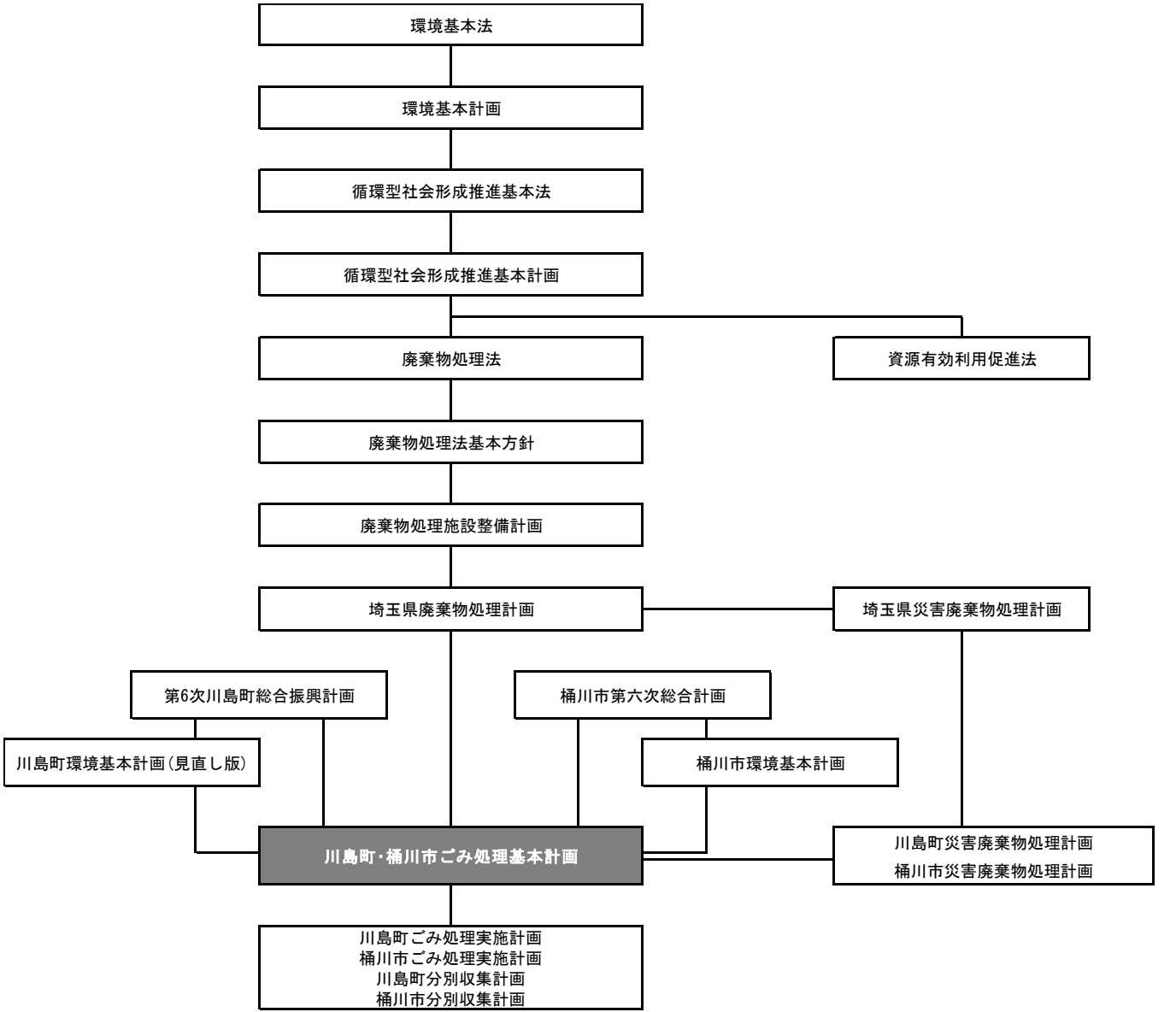


図 1-2 本計画の位置付け

第 3 節 計画の位置付け

国や県の計画と本計画の関係は次のとおりです。本計画は両市町における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。



※本計画は、国や県の関連する計画等を踏まえたものとしています。
※本計画の上位計画は、第6次川島町総合振興計画、桶川市第六次総合計画です。
※本計画に関連する計画は、川島町環境基本計画（見直し版）、桶川市環境基本計画、川島町災害廃棄物処理計画、桶川市災害廃棄物処理計画などです。

図 1-2 本計画の位置付け

表 2-23 川島町の施策実施状況

施策内容		方針	評価	評価内容
町民との連携	食品ロス削減運動の推進	継続	A	NPO法人と連携し、定期的にフードバンク、フードパントリーを開催した。
	生ごみの水きり徹底	継続	A	広報紙に毎月「生ごみは水キリ！」を掲載し、周知・啓発を図った。
	生ごみの自家処理の推進	継続	B	ホームページ等で生ごみの自家処理方法等の情報を発信している。令和5年度より生ごみ処理機補助金制度を導入し、更なる生ごみの自家処理の推進を図る。
	容器包装類の資源回収量の増加	継続	B	資源化率は30%超えで一定の資源化を実現している。集団資源回収事業の報償金単価も令和5年度より引き上げており、更なる資源回収の増加に向け周知、啓発を図る。
	資源古紙の拠点回収	継続	C	通常収集や集団資源回収との関係から、実施について情報収集に努め、検討する。
	レジ袋削減の取組	継続	A	広報紙に毎月「プラスチック汚染から地球を守るマイバック」を掲載し周知・啓発を図った。
	店頭回収の推進	継続	B	大型店舗では店頭回収に取り組んでいる。更なる資源回収の増加に向け店頭回収実施店舗の拡充や周知、啓発を図る。
	ごみ減量、分別の徹底について広報・啓発の強化	継続	B	毎月の広報、ホームページ、メール、ライン等でごみに関する情報を発信している。重点的にPRする内容については、内容を工夫し、更なるごみの減量、分別の推進を図る。
	ごみ減量チェックリストの作成・配布	継続	C	広報上での掲載、若しくは別紙で作成し配布する。（時期未定）
	ごみ出しルール・マナーの徹底	継続	B	集積所の管理運営については、地元の区長と連携し、適切な環境保全に至っている。ごみ出しマナーに対する相談には、集積所にポスター等を掲載する等、引き続き取り組みを実施する。
事業者との連携	事業系生ごみの減量	継続	A	給食センター、環境センター内にキエーロ（生ごみ処理機）を設置した。
	事業者やNPOとの連携による生ごみの活用	継続	C	活用には至らなかったが、有効な資源活用が可能なシステムの構築については、引き続き検討する。
	中小事業所による事業系ごみの共同排出	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。
	小規模事業所を対象とした事業系資源の拠点回収	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。
	処理施設での搬入物検査	継続	B	不定期で個別に搬入物検査を実施し、分別と適正搬出の指導を行っている。今後は加えて許可業者に対しての搬入物検査を実施できるよう、計画し、実施する。
	ごみ処理手数料の改定と資源化業者の紹介	継続	B	令和元年に事業系一般廃棄物の処理手数料を改定している。今後も、社会情勢、近隣市町の動向等も注視し、改定の検討を行う。
	ごみ減量、分別の徹底について広報・啓発の強化	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。
	ごみ減量チェックリストの作成・配布	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。
	ごみ減量・資源化の取組事例の広報・PR	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。
	ごみ減量・資源化に困窮している事業所への指導	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。

※方針 … 「新規」：川島町一般廃棄物処理基本計画で新たに掲げた施策
「継続」：川島町一般廃棄物処理基本計画の前計画で掲げた施策
※評価 … 「A」：実施、「B」：一部実施、「C」：未実施

表 2-23 川島町の施策実施状況

施策内容		方針	実施状況	実施内容
町民との連携	食品ロス削減運動の推進	継続	A	NPO法人と連携し、定期的にフードバンク、フードパントリーを開催した。
	生ごみの水きり徹底	継続	A	広報紙に毎月「生ごみは水キリ！」を掲載し、周知・啓発を図った。
	生ごみの自家処理の推進	継続	B	ホームページ等で生ごみの自家処理方法等の情報を発信している。令和5年度より生ごみ処理機補助金制度を導入し、更なる生ごみの自家処理の推進を図る。
	容器包装類の資源回収量の増加	継続	B	再生利用率は30%超えで一定の資源化を実現している。集団資源回収事業の報償金単価も令和5年度より引き上げており、更なる資源回収の増加に向け周知、啓発を図る。
	資源古紙の拠点回収	継続	C	通常収集や集団資源回収との関係から、実施について情報収集に努め、検討する。
	レジ袋削減の取組	継続	A	広報紙に毎月「プラスチック汚染から地球を守るマイバック」を掲載し周知・啓発を図った。
	店頭回収の推進	継続	B	大型店舗では店頭回収に取り組んでいる。更なる資源回収の増加に向け店頭回収実施店舗の拡充や周知、啓発を図る。
	ごみ減量、分別の徹底について広報・啓発の強化	継続	B	毎月の広報、ホームページ、メール、ライン等でごみに関する情報を発信している。重点的にPRする内容については、内容を工夫し、更なるごみの減量、分別の推進を図る。
	ごみ減量チェックリストの作成・配布	継続	C	広報上での掲載、若しくは別紙で作成し配布する。（時期未定）
	ごみ出しルール・マナーの徹底	継続	B	集積所の管理運営については、地元の区長と連携し、適切な環境保全に至っている。ごみ出しマナーに対する相談には、集積所にポスター等を掲載する等、引き続き取組を実施する。
事業者との連携	事業系生ごみの減量	継続	A	給食センター、環境センター内にキエーロ（生ごみ処理機）を設置した。
	事業者やNPOとの連携による生ごみの活用	継続	C	活用には至らなかったが、有効な資源活用が可能なシステムの構築については、引き続き検討する。
	中小事業所による事業系ごみの共同排出	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。
	小規模事業所を対象とした事業系資源の拠点回収	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。
	処理施設での搬入物検査	継続	B	不定期で個別に搬入物検査を実施し、分別と適正搬出の指導を行っている。今後は加えて許可業者に対しての搬入物検査を実施できるよう、計画し、実施する。
	ごみ処理手数料の改定と資源化業者の紹介	継続	B	令和元年に事業系一般廃棄物の処理手数料を改定している。今後も、社会情勢、近隣市町の動向等も注視し、改定の検討を行う。
	ごみ減量、分別の徹底について広報・啓発の強化	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。
	ごみ減量チェックリストの作成・配布	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。
	ごみ減量・資源化の取組事例の広報・PR	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。
	ごみ減量・資源化に困窮している事業所への指導	継続	C	実施について情報収集に努め、検討する。

※方針 … 「新規」：川島町一般廃棄物処理基本計画で新たに掲げた施策
「継続」：川島町一般廃棄物処理基本計画の前計画で掲げた施策
※実施状況 … 「A」：実施、「B」：一部実施、「C」：未実施

表 2-41 桶川市の施策実施状況

施策内容		方針	評価	評価内容
桶川市の施策	ごみの分別排出	継続	A	ごみの分別について広報誌やホームページ、ごみ収集日程表、ごみ分別ガイドブック等を通じて広く市民に周知した。 市が主催するイベントにおいて、適正なごみの排出について周知した。
	事業系ごみの削減	継続	A	埼玉県において重点的に事業系ごみの削減に取り組む期間とする「事業系ごみ削減キャンペーン」に併せて、許可業者や一般事業者へ事業系ごみ削減に関するチラシ等を配布することにより情報発信や意識啓発を行った。
	資源循環型社会の啓発	継続	A	施設見学や出前講座を実施し、環境学習の推進を図るとともに情報提供や意識啓発を行った。出前講座では、「みんなでつくる循環型社会」をテーマとして、SDGsやごみの減量化、リサイクルの重要性について情報発信を行った。 フードドライブを実施し、食品ロス削減に努めた。
	廃棄物減量等推進指導員制度の導入	継続	B	市役所において「桶川市ごみ減量化庁内推進委員」を配置し、公共施設等から発生するごみの減量化を推進した。
	有害物等の拠点回収	新規	A	蛍光管や乾電池、水銀体温計などの有害物質を含むものを安全に収集し処分するため、これまでに市内公共施設7カ所に回収ボックスを設置した。
	食品循環資源の再生利用等の取組の推進	新規	A	食品リサイクルを行っている施設が所在する自治体と事前協議を行い、許可業者が収集運搬している事業系一般廃棄物を当該施設へ搬入するなどの取組を推進した。
	資源物の店頭回収に関する広報	新規	A	資源物の店頭回収を行っている店舗及び品目一覧を市のホームページで公開し、市民への周知を図った。
	公園・道路等からの有機ごみのリサイクル	継続	A	公園や道路等から排出された枝・草などの有機ごみの処理を民間事業者に委託し、チップ化することでバイオマス発電の燃料として活用した。
	家庭用生ごみ処理容器等への補助	継続	A	生ごみ処理容器等購入費補助金制度に基づき、56万円分の購入を助成した。（令和4年度実績）
	マイバッグ運動の推進	継続	A	イベントや出前講座などの実施に併せてエコバッグの配布を行った。 広報誌やホームページでマイバッグの活用を推進した。
	廃棄物減量等推進審議会の設置	継続	B	市民、団体、事業者及び市が一体となったごみの減量化、資源化等を推進するため「桶川市ごみ減量化対策推進協議会」を設置した。
	表彰制度等の創設	継続	C	未実施

※方針 … 「新規」：桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）で新たに掲げた施策
「継続」：桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の前計画で掲げた施策
※評価 … 「A」：実施、「B」：一部実施、「C」：未実施

表 2-41 桶川市の施策実施状況

施策内容		方針	実施状況	実施内容
桶川市の施策	ごみの分別排出	継続	A	ごみの分別について広報誌やホームページ、ごみ収集日程表、ごみ分別ガイドブック等を通じて広く市民に周知した。 市が主催するイベントにおいて、適正なごみの排出について周知した。
	事業系ごみの削減	継続	A	埼玉県において重点的に事業系ごみの削減に取り組む期間とする「事業系ごみ削減キャンペーン」に併せて、許可業者や一般事業者へ事業系ごみ削減に関するチラシ等を配布することにより情報発信や意識啓発を行った。
	資源循環型社会の啓発	継続	A	施設見学や出前講座を実施し、環境学習の推進を図るとともに情報提供や意識啓発を行った。出前講座では、「みんなでつくる循環型社会」をテーマとして、SDGsやごみの減量化、リサイクルの重要性について情報発信を行った。 フードドライブを実施し、食品ロス削減に努めた。
	廃棄物減量等推進指導員制度の導入	継続	B	市役所において「桶川市ごみ減量化庁内推進委員」を配置し、公共施設等から発生するごみの減量化を推進した。
	有害物等の拠点回収	新規	A	蛍光管や乾電池、水銀体温計などの有害物質を含むものを安全に収集し処分するため、これまでに市内公共施設7カ所に回収ボックスを設置した。
	食品循環資源の再生利用等の取組の推進	新規	A	食品リサイクルを行っている施設が所在する自治体と事前協議を行い、許可業者が収集運搬している事業系一般廃棄物を当該施設へ搬入するなどの取組を推進した。
	資源物の店頭回収に関する広報	新規	A	資源物の店頭回収を行っている店舗及び品目一覧を市のホームページで公開し、市民への周知を図った。
	公園・道路等からの有機ごみのリサイクル	継続	A	公園や道路等から排出された枝・草などの有機ごみの処理を民間事業者に委託し、チップ化することでバイオマス発電の燃料として活用した。
	家庭用生ごみ処理容器等への補助	継続	A	生ごみ処理容器等購入費補助金制度に基づき、56万円分の購入を助成した。（令和4年度実績）
	マイバッグ運動の推進	継続	A	イベントや出前講座などの実施に併せてエコバッグの配布を行った。 広報誌やホームページでマイバッグの活用を推進した。
	廃棄物減量等推進審議会の設置	継続	B	市民、団体、事業者及び市が一体となったごみの減量化、資源化等を推進するため「桶川市ごみ減量化対策推進協議会」を設置した。
	表彰制度等の創設	継続	C	未実施

※方針 … 「新規」：桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）で新たに掲げた施策
「継続」：桶川市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の前計画で掲げた施策
※実施状況 … 「A」：実施、「B」：一部実施、「C」：未実施

(2) 中間処理計画

① 適正なごみ処理体制の確保

適正な中間処理は、環境負荷の削減やごみ処理経費の削減にもつながります。現在、桶川市では、適切な点検・管理の下、桶川市環境センターの運営を行っていますが、ごみ処理施設の老朽化が進み、ごみ焼却施設は、現在稼働停止しています。そのため、川島町と共同で新ごみ処理施設を整備し、新ごみ処理施設が稼働を開始するまで、桶川市環境センターのストックヤード、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターの適切な維持管理に努めます。また、回収された資源物については、民間事業者と協働し資源化を推進します。

さらに、桶川市では現在、燃やせるごみの処理を委託していることから、新ごみ処理施設の稼働が開始するまで、安定的に燃やせるごみを処理できるよう、他の自治体等の協力をいただくとともに、ごみの分別の徹底に努めます。

② 災害時の対策

災害時に発生する廃棄物の処理や災害によるごみ処理施設の被災等により、一時的に通常のごみ処理が不可能になった場合に備え、引き続き近隣自治体との連携体制の構築を図ります。

(3) 最終処分計画

① 最終処分先の確保

今後も不燃残渣を適切に処分することができるよう、民間事業者と連携して現在の最終処分体制を維持し、最終処分先の安定確保に努めます。

② 最終処分量の低減

焼却残渣や不燃残渣の資源化量の拡充を図り、最終処分量の削減を推進します。

③ 最終処分の将来計画

ごみ処理の広域化に向けて、不燃残渣の処分方法について、引き続き検討します。

(2) 中間処理計画

① 適正なごみ処理体制の確保

適正な中間処理は、環境負荷の削減やごみ処理経費の削減にもつながります。現在、桶川市では、適切な点検・管理の下、桶川市環境センターの運営を行っていますが、ごみ処理施設の老朽化が進み、ごみ焼却施設は、現在稼働停止しています。そのため、川島町と共同で新ごみ処理施設を整備し、新ごみ処理施設が稼働を開始するまで、桶川市環境センターのストックヤード、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターの適切な維持管理に努めます。また、回収された資源物については、民間事業者と協働し資源化を推進します。

さらに、桶川市では現在、燃やせるごみの処理を委託していることから、新ごみ処理施設の稼働が開始するまで、安定的に燃やせるごみを処理できるよう、他の自治体等の協力をいただくとともに、ごみの分別の徹底に努めます。

② 災害時の対策

災害時に発生する廃棄物の処理や災害によるごみ処理施設の被災等により、一時的に通常のごみ処理が不可能になった場合に備え、引き続き近隣自治体との連携体制の構築を図ります。

(3) 最終処分計画

① 最終処分先の確保

今後も不燃残渣を適切に処分することができるよう、民間事業者と連携して現在の最終処分体制を維持し、最終処分先の安定確保に努めます。

② 最終処分量の低減

焼却残渣や不燃残渣の資源化量の拡充を図り、最終処分量の削減を推進します。

③ 最終処分の将来計画

不燃残渣の処分方法について、引き続き検討します。

(3) 検討の方向性

分別区分については、統一の可否や分別をどの程度詳細に行うか等は、新ごみ処理施設での受け入れ体制や施設の仕様にも影響するため、早期に検討を行います。

名称については、両市町の住民にとってわかりやすい名称となるよう住民目線の観点から検討を行います。

収集及び処理体制についても、統一の可否も含めて、両市町の住民の生活に支障が出ないよう、最大限配慮しながら検討を進めます。

(3) 検討の方向性

分別区分については、統一の可否や分別をどの程度詳細に行うか等は、新ごみ処理施設での受け入れ体制や施設の仕様にも影響するため、早期に検討を行います。

分別区分の名称については、両市町の住民にとってわかりやすい名称となるよう住民目線の観点から検討を行います。

収集及び処理体制についても、統一の可否も含めて、両市町の住民の生活に支障が出ないよう、最大限配慮しながら検討を進めます。

3. ごみ分別区分の見直し

ごみ処理広域化による処理の合理化、効率化を推進する上で、両市町で異なる分別区分、排出方法等について検討をする必要があります。

広域処理対象とするごみについては、次のとおり、分別区分の見直しを検討するものとします。

表 4-6 分別区分、排出方法の一元化に向けた検討事項

品 目	内 容		検討事項
可燃ごみ、燃やせるごみ	川島町	透明又は半透明の袋で回収している。	指定ごみ袋の統一是非について、検討が必要である。
	桶川市	うす茶色の市指定袋で回収している。	
不燃ごみ	川島町	不燃ごみの区分で回収している。	不燃ごみ、有害ごみ、危険ごみの分別区分について、それぞれ分けて回収するか、同一の区分で回収するか、検討が必要である。
	桶川市	金属・ガラス・乾電池の区分として、びん・かん・乾電池等と一緒に回収している。	
有害ごみ	川島町	有害ごみの区分として、乾電池や蛍光灯などを回収している。	
	桶川市	有害ごみの区分はなく、乾電池は金属・ガラス・乾電池の区分、蛍光灯はその他ごみの区分で回収している。	
危険ごみ	川島町	危険ごみの区分として、スプレーかん、ライター、ガラス・せともの、刃物などを回収している。	
	桶川市	スプレーかん、刃物、ガラスは金属・ガラス・乾電池の区分、ライターやせとものはその他ごみの区分で回収している。	
その他ごみ	桶川市	その他ごみの区分で、可燃物・不燃物・危険物などを一緒に回収している。	桶川市のその他ごみの品目について、可燃ごみや不燃ごみ等への変更などについて検討が必要である。
びん	川島町	びんの区分で回収している。	びん、かんの分別区分について、それぞれ分けて回収するか、同一の区分で回収するか、検討が必要である。
	桶川市	金属・ガラス・乾電池の区分で不燃ごみやかん等と一緒に回収している。	
かん	川島町	かんの区分で回収している。	
	桶川市	金属・ガラス・乾電池の区分で不燃ごみやびん等と一緒に回収している。	
ペットボトル	川島町	ペットボトルの区分で回収している。	ペットボトル、プラスチックの分別区分について、それぞれ分けて回収するか、同一の区分で回収するか、検討が必要である。
	桶川市	プラスチックの区分でプラスチック類と一緒に回収している。	
プラスチック	川島町	プラスチック製容器包装の区分で、容器包装のみ回収している。	
	桶川市	プラスチックの区分で、容器包装プラスチック、製品プラスチック、ペットボトルを回収している。	

3. ごみ分別区分の見直し

ごみ処理広域化にあたり、両市町で異なる分別区分、排出方法等について検討する必要があります。

広域処理対象とするごみについては、処理の合理化、効率化の推進に加え、ごみの減量化や資源化など、環境に配慮し、次のとおり分別区分の見直しを検討するものとします。

表 4-6 分別区分、排出方法の一元化に向けた検討事項

品 目	内 容		検討事項
可燃ごみ、燃やせるごみ	川島町	透明又は半透明の袋で回収している。	指定ごみ袋の統一是非について、検討が必要である。
	桶川市	うす茶色の市指定袋で回収している。	
不燃ごみ	川島町	不燃ごみの区分で回収している。	不燃ごみ、有害ごみ、危険ごみの分別区分について、それぞれ分けて回収するか、同一の区分で回収するか、検討が必要である。
	桶川市	金属・ガラス・乾電池の区分として、びん・かん・乾電池等と一緒に回収している。	
有害ごみ	川島町	有害ごみの区分として、乾電池や蛍光灯などを回収している。	
	桶川市	有害ごみの区分はなく、乾電池は金属・ガラス・乾電池の区分、蛍光灯はその他ごみの区分で回収している。	
危険ごみ	川島町	危険ごみの区分として、スプレーかん、ライター、ガラス・せともの、刃物などを回収している。	桶川市のその他ごみの品目について、可燃ごみや不燃ごみ等への変更などについて検討が必要である。
	桶川市	スプレーかん、刃物、ガラスは金属・ガラス・乾電池の区分、ライターやせとものはその他ごみの区分で回収している。	
その他ごみ	桶川市	その他ごみの区分で、可燃物・不燃物・危険物などを一緒に回収している。	
びん	川島町	びんの区分で回収している。	びん、かんの分別区分について、それぞれ分けて回収するか、同一の区分で回収するか、検討が必要である。
	桶川市	金属・ガラス・乾電池の区分で不燃ごみやかん等と一緒に回収している。	
かん	川島町	かんの区分で回収している。	
	桶川市	金属・ガラス・乾電池の区分で不燃ごみやびん等と一緒に回収している。	
ペットボトル	川島町	ペットボトルの区分で回収している。	ペットボトル、プラスチックの分別区分について、それぞれ分けて回収するか、同一の区分で回収するか、検討が必要である。
	桶川市	プラスチックの区分でプラスチック類と一緒に回収している。	
プラスチック	川島町	プラスチック製容器包装の区分で、容器包装のみ回収している。	
	桶川市	プラスチックの区分で、容器包装プラスチック、製品プラスチック、ペットボトルを回収している。	

第4節 収集運搬方法

1. 搬入量と搬入車両の状況

ごみ処理の広域化に伴い、収集運搬については、施設周辺への搬入車両の集中や運搬効率の低下などの可能性が考えられます。両市町の可燃ごみ搬入量と搬入車両の状況を次に示します。

可燃ごみ搬入量は、収集車による搬入が両市町ともに最も多く、川島町では約7割を占め、桶川市では約8割を占めています。

自己搬入ごみは、可燃ごみ以外の粗大ごみや資源物なども混載されますが、車両一台当たりの積載量は少ない状況です。

表 4-7 可燃ごみ搬入量の状況（令和3年度実績）

単位：t

車両区分		川島町		桶川市		合計	
		年間	1日平均※	年間	1日平均※	年間	1日平均※
収集車		3,181	13.3	10,477	43.7	13,658	56.9
許可業者		992	4.1	2,211	9.2	3,203	13.3
自己搬入	家庭	226	0.9	181	0.8	407	1.7
	事業	365	1.5	256	1.1	621	2.6
	公共	35	0.1	156	0.7	191	0.8
合計		4,799	20.0	13,281	55.3	18,080	75.3

※年間を240日とした場合

表 4-8 可燃ごみ搬入車両の状況（令和3年度実績）

単位：台

車両区分		川島町		桶川市		合計	
		年間	1日平均※	年間	1日平均※	年間	1日平均※
収集車		1,382	6	4,083	17	5,465	23
許可業者		2,384	10	2,557	11	4,941	21
自己搬入	家庭	5,572	23	24,001	100	29,573	123
	事業	4,474	19	1,892	8	6,366	27
	公共	466	2	1,062	4	1,528	6
合計		14,278	60	33,595	140	47,873	200

※年間を240日とした場合

第4節 収集運搬方法

1. 搬入量と搬入車両の状況

ごみ処理の広域化に伴い、収集運搬については、施設周辺への搬入車両の集中や運搬効率の低下などの可能性が考えられます。両市町のごみ搬入量と搬入車両の状況を次に示します。

ごみ搬入量は、収集車による搬入が両市町ともに最も多く、川島町では約6割を占め、桶川市では約8割を占めています。

表 4-7 ごみ搬入量の状況（令和3年度実績）

単位：t

車両区分		川島町		桶川市		合計	
		年間	1日平均※	年間	1日平均※	年間	1日平均※
収集車		3,855	16.1	14,534	60.6	18,389	76.6
許可業者		992	4.1	2,211	9.2	3,203	13.3
自己搬入	家庭	1,019	4.2	950	4.0	1,969	8.2
	事業	371	1.5	265	1.1	636	2.7
	公共	45	0.2	41	0.2	86	0.4
合計		6,282	26.2	18,001	75.0	24,283	101.2

※年間を240日とした場合

表 4-8 ごみ搬入車両の状況（令和3年度実績）

単位：台

車両区分		川島町		桶川市		合計	
		年間	1日平均※	年間	1日平均※	年間	1日平均※
収集車		2,523	11	9,199	38	11,722	49
許可業者		2,384	10	2,557	11	4,941	21
自己搬入	家庭	18,416	77	23,897	100	42,313	176
	事業	4,540	19	2,610	11	7,150	30
	公共	703	3	491	2	1,194	5
合計		28,566	120	38,754	162	67,320	281

※年間を240日とした場合

2. 効率的な搬入方法の検討

(1) 一般的な搬入方法

収集車両や家庭・事業所からの自己搬入車両は、一般にごみ処理施設へごみの運搬・搬入を行いますが、運搬距離が長距離となる場合は中継施設へ搬入し、中継施設でごみを大型車両に積み替え、ごみ処理施設へ運搬する方法もあります。

(2) 広域化に伴う中継施設の検討

これまで両市町において排出されたごみは、それぞれが所有するごみ処理施設へ搬入されてきましたが、広域化に伴いごみ処理施設が1施設になるため、運搬距離延長による運搬効率や利便性の低下が懸念されます。

そこで、それらの観点や新ごみ処理施設建設候補地の位置を踏まえ、中継施設整備の可能性について検討します。

(3) 川島町の検討

現在、川島町のごみが主に搬入されている川島町環境センターは、川島町の南部に位置しています。一方、第5章において示す新ごみ処理施設の建設候補地は、川島町環境センターの約3キロ北に位置しており、新ごみ処理施設の建設候補地の方が川島町の中心に近づくことから、運搬効率や利便性の低下はない、若しくは少ないものと想定されます。

そのため、川島町には中継施設を整備しないことを基本とします。

(4) 桶川市の検討

現在、桶川市のごみが主に搬入されている桶川市環境センターは、桶川市の東部に位置していますが、中継施設を整備しない場合は広域化に伴い桶川市西側の市町境を越えた新ごみ処理施設に運搬することになります。桶川市の市街地からの運搬先は、方向が逆になりますが、運搬距離は同程度です。このため、中継施設の整備による運搬距離の短縮効果は、期待できないものと想定されます。

なお、桶川市では家庭からの自己搬入車両が最も多い一方、一台当たりの積載量は少なく、少量のごみが頻繁に搬入されている状況にあるため、新ごみ処理施設の整備により、住民の自己搬入に係る利便性の低下や新ごみ処理施設周辺の道路での渋滞等が懸念されます。そのため、広域化に伴う中継施設については、利便性向上や渋滞解消の効果が得られる可能性があるため、今後、検討を行います。

2. 効率的な搬入方法の検討

(1) 一般的な搬入方法

収集車両や家庭・事業所からの自己搬入車両は、一般にごみ処理施設へごみの運搬・搬入を行いますが、運搬距離が長距離となる場合は中継施設へ搬入し、中継施設でごみを大型車両に積み替え、ごみ処理施設へ運搬する方法もあります。

(2) 広域化に伴う中継施設の検討

これまで両市町において排出されたごみは、それぞれが所有するごみ処理施設へ搬入されてきましたが、広域化に伴いごみ処理施設が1施設になるため、運搬距離延長による運搬効率や利便性の低下が懸念されます。

そこで、それらの観点や新ごみ処理施設建設候補地の位置を踏まえ、中継施設整備の可能性について検討します。

(3) 川島町の検討

現在、川島町のごみが主に搬入されている川島町環境センターは、川島町の南部に位置しています。一方、第5章において示す新ごみ処理施設の建設候補地は、川島町環境センターの約3キロ北に位置しており、新ごみ処理施設の建設候補地の方が川島町の中心に近づくことから、運搬効率や利便性の低下はない、若しくは少ないものと想定されます。

そのため、川島町には中継施設を整備しないことを基本とします。

(4) 桶川市の検討

現在、桶川市のごみが主に搬入されている桶川市環境センターは、桶川市の東部に位置していますが、中継施設を整備しない場合は広域化に伴い桶川市西側の市町境を越えた新ごみ処理施設に運搬することになります。桶川市の市街地からの運搬先は、方向が逆になりますが、運搬距離は同程度です。このため、中継施設の整備による運搬距離の短縮効果は、期待できないものと想定されます。

しかしながら、桶川市では家庭からの自己搬入車両が最も多いものの、一台当たりの積載量は少なく、少量のごみが頻繁に搬入されている状況にあるため、新ごみ処理施設の整備により、住民の自己搬入に係る利便性の低下や新ごみ処理施設周辺の道路での渋滞等が懸念されます。

今後、住民の利便性向上や渋滞対策については、中継施設を含め、さまざまな方策を考察し、効率的な搬入方法について検討します。

また、盛土による周辺への圧迫感を軽減させるため、可能な限り法面を緩勾配とすることや敷地外周への緩衝緑地帯の整備についても検討します。

表 5-3 造成盛土高の検討

		敷地造成案		
		①0m盛土（盛土なし）	②2m盛土	③6m盛土
高さの設定理由		－	内水氾濫を防ぐ高さ（県道＋0.5m）	荒川右岸堤防54.40km地点以外が破堤した場合の最大浸水深以上
イメージ図				
浸水対策コスト	コスト	3ケースの中で最も小さい。	3ケースの中で中位となる。	3ケースの中で最も大きい。
	浸水対策	ランブウェイ(6m)	盛土(2m)＋ランブウェイ(4m)	盛土(6m)
	備考	－	地盤沈下対策の検討が必要となる。	地盤沈下対策の検討が必要となる。
事業継続性		通常の大雨で敷地内が浸水し、ごみの搬入ができなくなる可能性がある。	周辺が内水氾濫(床下浸水)しても敷地内は浸水せず、ごみの搬入が可能である。	荒川右岸堤防54.40km地点以外が破堤した場合でも敷地内は浸水せず、ごみの搬入が可能である。
工事期間		盛土なしのため、造成工事期間の短縮が可能となる。	盛土を行うため、造成工事期間がやや長期となる。	盛土が多いため、造成工事期間が長期となる。
盛土による周辺への圧迫感		周辺に与える圧迫感はない。	周辺に与える圧迫感は少ない。	周辺に与える圧迫感は大い。

また、盛土による周辺への圧迫感を軽減させるため、可能な限り法面を緩勾配とすることや敷地外周への緩衝緑地帯の整備についても検討します。

表 5-3 造成盛土高の検討

		敷地造成案		
		①0m盛土（盛土なし）	②2m盛土	③6m盛土
高さの設定理由		－	内水氾濫を防ぐ高さ（県道＋0.5m）	荒川右岸堤防54.40km地点以外が破堤した場合の最大浸水深以上
イメージ図				
浸水対策コスト	コスト	3ケースの中で最も小さい。	3ケースの中で中位となる。	3ケースの中で最も大きい。
	浸水対策	ランブウェイ(6m) ＋止水板等(1.5m)	盛土(2m)＋ランブウェイ(4m) ＋止水板等(1.5m)	盛土(6m) ＋止水板等(1.5m)
	備考	－	地盤沈下対策の検討が必要となる。	地盤沈下対策の検討が必要となる。
事業継続性		通常の大雨で敷地内が浸水し、ごみの搬入ができなくなる可能性がある。	周辺が内水氾濫(床下浸水)しても敷地内は浸水せず、ごみの搬入が可能である。	荒川右岸堤防54.40km地点以外が破堤した場合でも敷地内は浸水せず、ごみの搬入が可能である。
工事期間		盛土なしのため、造成工事期間の短縮が可能となる。	盛土を行うため、造成工事期間がやや長期となる。	盛土が多いため、造成工事期間が長期となる。
盛土による周辺への圧迫感		周辺に与える圧迫感はない。	周辺に与える圧迫感は少ない。	周辺に与える圧迫感は大い。

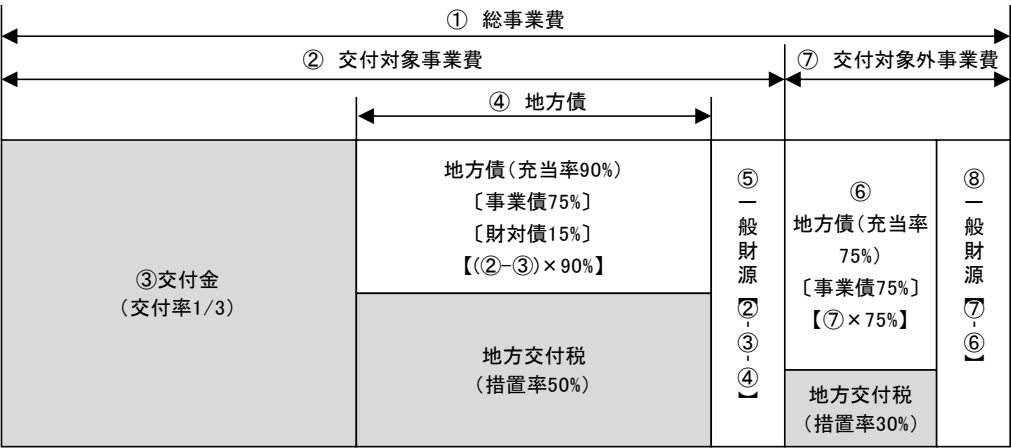
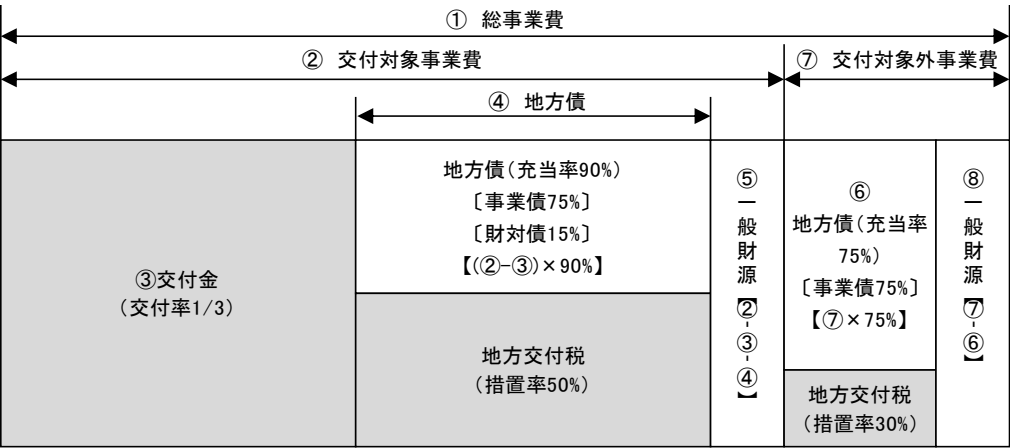


図 6-17 ごみ処理施設対象事業の財源内訳



※⑦交付対象外事業費は、エネルギー回収型廃棄物処理施設の管理棟や構内道路などの、交付金の対象とならない事業費です。

図 6-17 ごみ処理施設対象事業の財源内訳

(4) 広域化によるメリット

① 概算事業費（単独処理）の算出手順

メーカーヒアリング調査で得られた概算事業費に基づき、次に示す算出手順で両市町が単独で施設整備を行った場合の概算事業費を算出し、広域化のメリットについて定量的な評価を行います。

表 6-63 概算事業費（単独処理）の算出手順

① 単独処理の場合の施設規模の算出
両市町の計画処理量から、単独処理の場合のエネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設の施設規模を算出
② 建設費（単独処理）の算出
メーカーヒアリング調査における建設費の平均を、①で求めた施設規模を用いて、0.6 乗則により補正して建設費（単独処理）を算出
③ 運営費（単独処理）の算出
②で求めた建設費（単独処理）に、メーカーヒアリング調査における建設費の平均に対する運営費の平均の割合を乗じて、運営費（単独処理）を算出

② 概算事業費（単独処理）の算出結果

両市町が単独で施設整備を行った場合の施設規模及び概算事業費は次に示すとおりです。

広域処理を行うと、単独処理の場合よりも概算事業費は建設費約 52 億円、運営費約 48 億円削減することができ、合計で約 100 億円の財政メリットが期待できます。

(4) 広域化によるメリット

① 概算事業費（単独処理）の算出手順

メーカーヒアリング調査で得られた概算事業費に基づき、次に示す算出手順で両市町が単独で施設整備を行った場合の概算事業費を算出し、広域化のメリットについて定量的な評価を行います。

表 6-63 概算事業費（単独処理）の算出手順

① 単独処理の場合の施設規模の算出
両市町の計画処理量から、単独処理の場合のエネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設の施設規模を算出
② 建設費（単独処理）の算出
メーカーヒアリング調査における建設費の平均を、①で求めた施設規模を用いて、0.6 乗則により補正して建設費（単独処理）を算出
③ 運営費（単独処理）の算出
②で求めた建設費（単独処理）に、メーカーヒアリング調査における建設費の平均に対する運営費の平均の割合を乗じて、運営費（単独処理）を算出

② 概算事業費（単独処理）の算出結果

両市町が単独で施設整備を行った場合の施設規模及び概算事業費は次に示すとおりです。

広域処理を行うと、単独処理の場合よりも概算事業費は建設費約 52 億円、運営費約 48 億円削減することができ、合計で約 100 億円の財政メリットが期待できます。